

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第3次蟹江町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和7年度～令和12年度

令和7年3月

愛知県蟹江町

目 次

1. 初めに	1
2. 背景	2
3. 基本的事項	3
(1) 目的	4
(2) 対象となる範囲	4
(3) 対象となる温室効果ガス	6
(4) 計画期間	6
(5) 関連計画との位置付け	7
4. 温室効果ガスの排出状況	8
(1) 「温室効果ガス総排出量」	8
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	8
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
5. 温室効果ガスの排出削減目標	
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
6. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	12
(2) 職員に対する啓発等	13
(3) 実施状況の点検・評価	13

～資料編～

1. 初めに

このたび、2030 年度までの蟹江町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「第3次蟹江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、蟹江町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、愛知県においても、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改訂版）～カーボンニュートラルあいち実現に向けて～」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣

言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和 3 年（2021）年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

3. 基本的事項

(1) 目的

蟹江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「蟹江町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、蟹江町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象となる範囲

蟹江町事務事業編の対象範囲は、蟹江町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は表 1 を参照してください。

表 1 調査対象一覧

所管部	課	施設名
政策推進室	政策推進課	所有公用車
	ふるさと振興課	まちなか交流センター 足湯 お散歩バス 蟹江町観光交流センター 祭人 産業会館所有公用車
総務部	総務課	役場庁舎 所有公用車
	安心安全課	防災倉庫 防犯ステーション 所有公用車
民生部	住民課	所有公用車
	保険医療課	所有公用車
	介護支援課	老人福祉センター 老人福祉センター舟入分館 老人福祉センター学戸分館 老人福祉センター新蟹江分館 シルバー人材センター 多世代交流施設 泉人

	子ども福祉課	所有公用車
	子ども家庭課	蟹江児童館（蟹江学童保育所） 新蟹江児童館（新蟹江学童保育所） 須西児童館（須西学童保育所） 舟入児童館 学戸児童館 学戸学童保育所 ひまわり園
	子ども家庭課	蟹江保育所（蟹江給食センター） 蟹江南保育所 蟹江西保育所 舟入保育所 須成保育所 新蟹江北保育所 福祉給食センター
	環境課	本町斎苑 舟入斎苑 本町エコステーション 学戸エコステーション 所有公用車
	健康推進課	保健センター 所有公用車
産業建設部	まちづくり推進課	公園管理事務所 所有公用車
	土木農政課	排水機場 所有公用車
上下水道部		水道管理事務所 所有公用車
消防本部		消防署 所有公用車
教育委員会	教育課	蟹江小学校 舟入小学校 須西小学校 新蟹江小学校 学戸小学校

		蟹江中学校 蟹江北中学校 あいりす 所有公用車
	図書館	図書館 所有公用車
	学校給食センター	学校給食センター 所有公用車
	生涯学習課	蟹江中央公民館 産業文化会館（蟹江中央公民館分館、産業会館、歴史民族資料館） 体育館 佐屋川グラウンド ゲートボール場 希望の丘広場 蟹江城址公園 所有公用車

(3) 対象となる温室効果ガス

蟹江町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

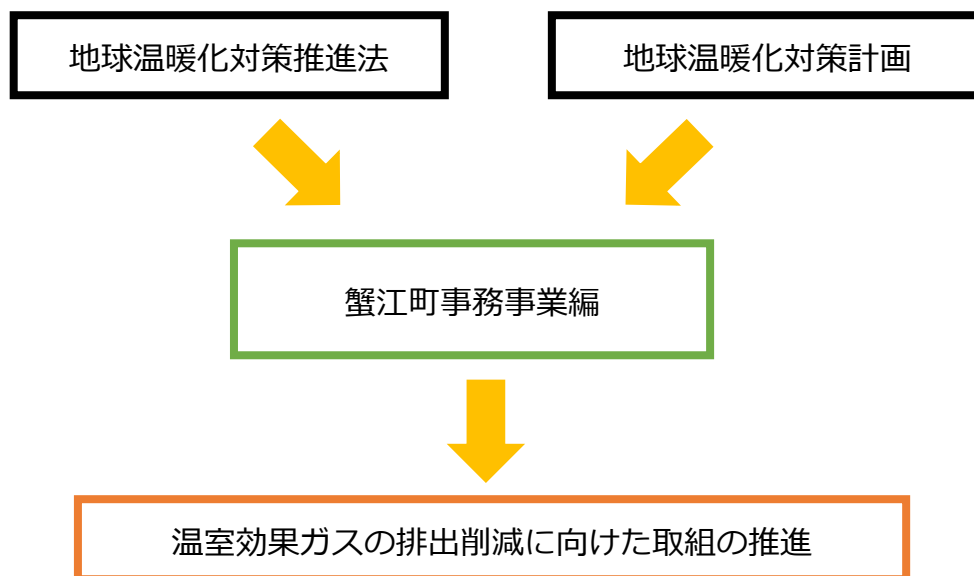
(4) 計画期間

2025年度から2030年度末までを計画期間とします。また、国及び愛知県の施策等が変更になった場合、適宜、計画の見直しを行います。

項 目	年 度							
	2016 (H28)	…	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
期間中の事項	基準 年度		計画 開始					目標 年度
計画期間								

(5) 関連計画との位置付け

蟹江町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して策定しています。



4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

蟹江町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2016 年度において、2,185t-CO₂となっています。今回の調査結果（調査結果は下表及び資料編を参照）では、2,394t-CO₂となっており、増加傾向にあります。

活動別排出量

調査項目		単位	活動量	対象ガス	排出係数	地球温暖化係数	年間排出量 (t-CO2)
電気使用量(電気自動車含む)		Kwh	5,021,320	CO ₂	0.438	1	2,199,338
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	31,128.15	CO ₂	2.32	1	72,217
	灯油	ℓ	20,999.80	CO ₂	2.49	1	52,290
	軽油	ℓ	25,064.01	CO ₂	2.58	1	64,665
	A重油	ℓ	0	CO ₂	2.71	1	0
	L P G	m ³	1,377.30	CO ₂	3	1	4,132
自動車の 走行量	ガソリン・ L P G	普通・小 型乗用車	32,717	CH ₄	0.00001	28	9.161
				N ₂ O	0.000029	265	251.430
		軽自動車	32,627	CH ₄	0.00001	28	9
				N ₂ O	0.000022	265	190
		貨物自動車	1,331	CH ₄	0.000035	28	1
				N ₂ O	0.000039	265	14
		小型貨物車	15,784	CH ₄	0.000015	28	7
				N ₂ O	0.000026	265	109
		軽貨物車	48,858	CH ₄	0.000011	28	15
				N ₂ O	0.000022	265	285
		特殊用途車	47,002	CH ₄	0.000035	28	46
				N ₂ O	0.000035	265	436
	軽油	普通・小 型乗用車	80,750	CH ₄	0.000002	28	5
				N ₂ O	0.000007	265	150
		普通貨物車	13,087	CH ₄	0.000015	28	5
				N ₂ O	0.000014	265	49
		小型貨物車	0	CH ₄	0.0000076	28	0
				N ₂ O	0.000009	265	0
		特殊用途車	7,077	CH ₄	0.000013	28	3
				N ₂ O	0.000025	265	47
総排出量（二酸化炭素換算）			2,394,272	(kg-CO2)			

エネルギー種別では、電気が全体の 91%を占め、次いでガソリン 3%、軽油 2%、灯油 2%となっています。

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

蟹江町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を分析しました。

① 公共施設

増加要因

- 蟹江町観光交流センター祭人開館による電気消費量の増加
- 多世代交流施設泉人開館による電気消費量の増加

② 公用車

減少要因

- 公用車の走行距離減少による燃料消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

蟹江町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を示します。

① 公共施設

蟹江町では、電気の利用に伴う CO₂ 排出量が多く割合を占めるため、電気使用量を減少させる取り組みが必要です。

② 公用車

前回調査時よりもガソリン利用に伴う CO₂ は減少しています。引き続きエコドライブを心がけるとともに、公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することで更に CO₂ 排出量を減少させることができます。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

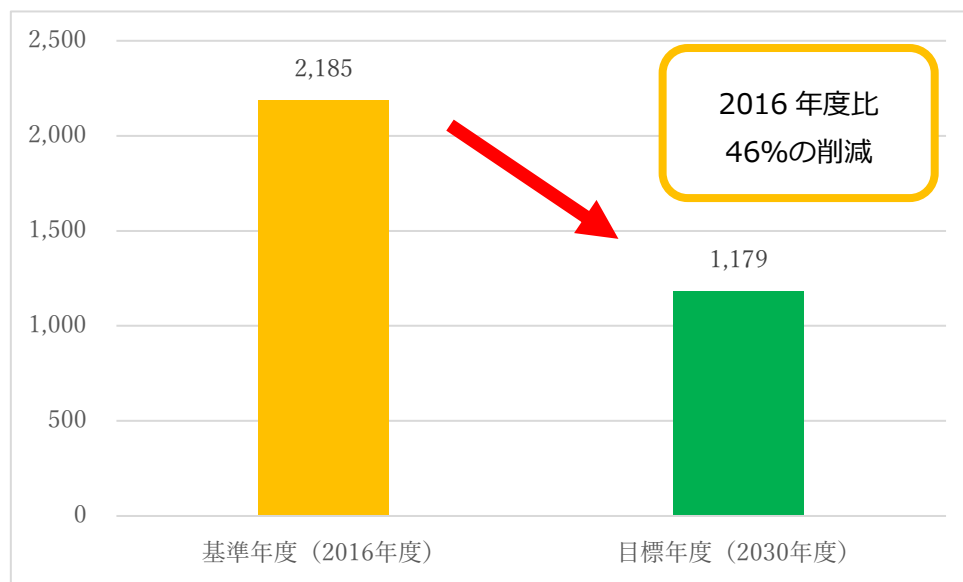
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、蟹江町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

あいち地球温暖化防止戦略 2030 では、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標とされています。削減目標を達成するためには毎年約 2.7%削減していくと言う試算になり、2016 年度を基準とする当町では 38%削減することになりますが、当町では意欲的に本来の基準年度相応の 46%削減を目標とします。

項 目	基準年度（2016 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	2,185t-CO ₂	1,179t-CO ₂
削減率	—	46%



6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、下表に示された取組が示されています。蟹江町においては、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB※ ¹ Oriented※ ² 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready※³ 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable※ ⁴	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、 サーキュラーエコノミー※⁵ への 移行 を総合的に推進する。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

補足 J・クレジット制度及びカーボン・オフセットについて

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。また、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-VET）制度」を2008年11月に創設し、2013年度からは、J-VET制度及び国内クレジット制度が発展的に統合したJ・クレジット制度が開始しました。

J・クレジット制度とは、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&クレジット制度であり、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をJ・クレジットとして認証しています。2023年11月時点で70の方法論があり、家庭・中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。

※1 ZEB（Net Zero Energy Building）…先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能なエネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

※2 ZEB Oriented…主に、建築物外皮の高性能化を目的とされる基準です。この基準

は大型建築物に適用されることが多く、具体的には 10,000 m²以上の建築物が対象となり、大型建築物を省エネと高機能にし、建築が環境へ与える悪影響を抑えることを目指す。

- ※3 ZEB Ready…省エネ性能に優れた建築物で ZEB への移行を視野に入れている段階の建築物を指します。再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量を削減しており、外皮の高断熱化や高効率な省エネルギー設備を備えているもの。
- ※4 3R+Renewable…3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）にて、Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を加えた取組。
- ※5 サーキュラーエコノミー…循環経済とも言う。サーキュラーエコノミーへの移行によって 3R+Renewable をはじめとする資源循環の取組が進めば、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながることから、カーボンニュートラル実現の観点からも重要な取組。

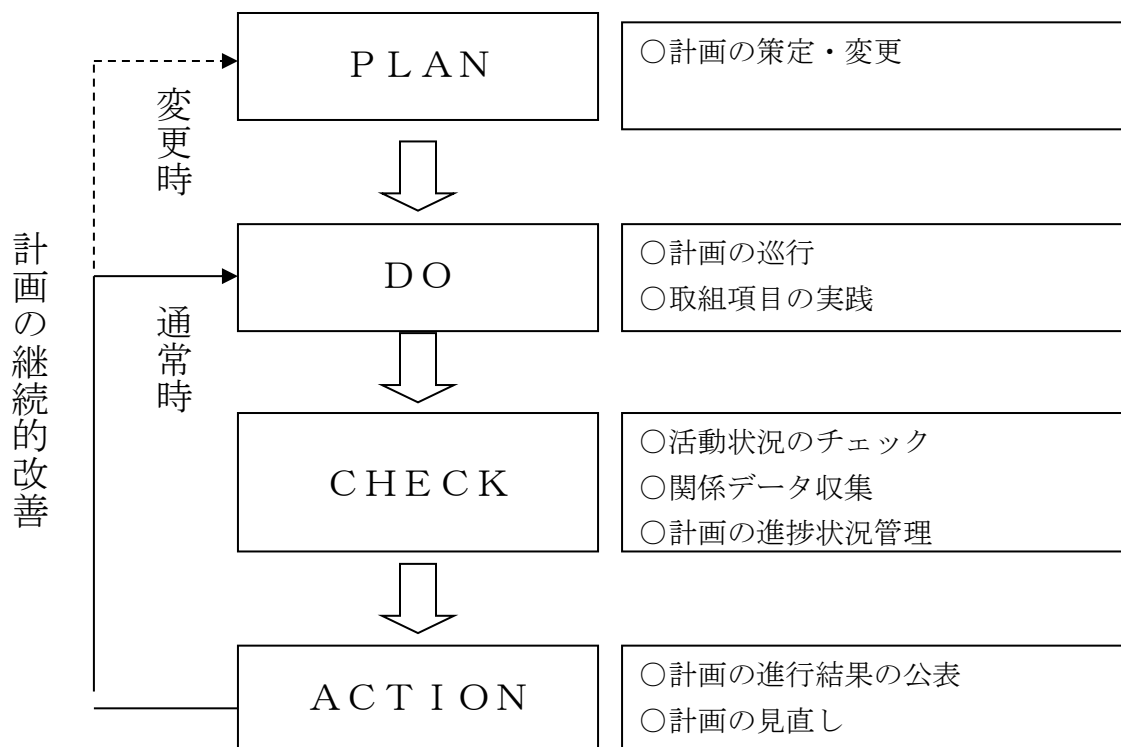
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

実行計画を推進する組織は、部長会を母体として構成する「蟹江町温暖化対策推進委員会」を中心とした推進体制を構築します。

また、地球温暖化対策を進めるためには、実行計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践しなければなりません。

運用の仕組みとして、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れ、P l a n [計画]・D o [実施]・C h e c k [点検]・A c t i o n [見直し]のPDCAサイクルにより、継続的改善を図り、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら取り組みを実践します。



ア 蟹江町温暖化対策推進委員会

本計画の推進のため、蟹江町温暖化対策推進委員会を設置します。蟹江町温暖化対策推進委員会は、町長、副町長、教育長及び部長会の人員をもって組織し、本計画の全庁的な推進を図るため進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを指示します。

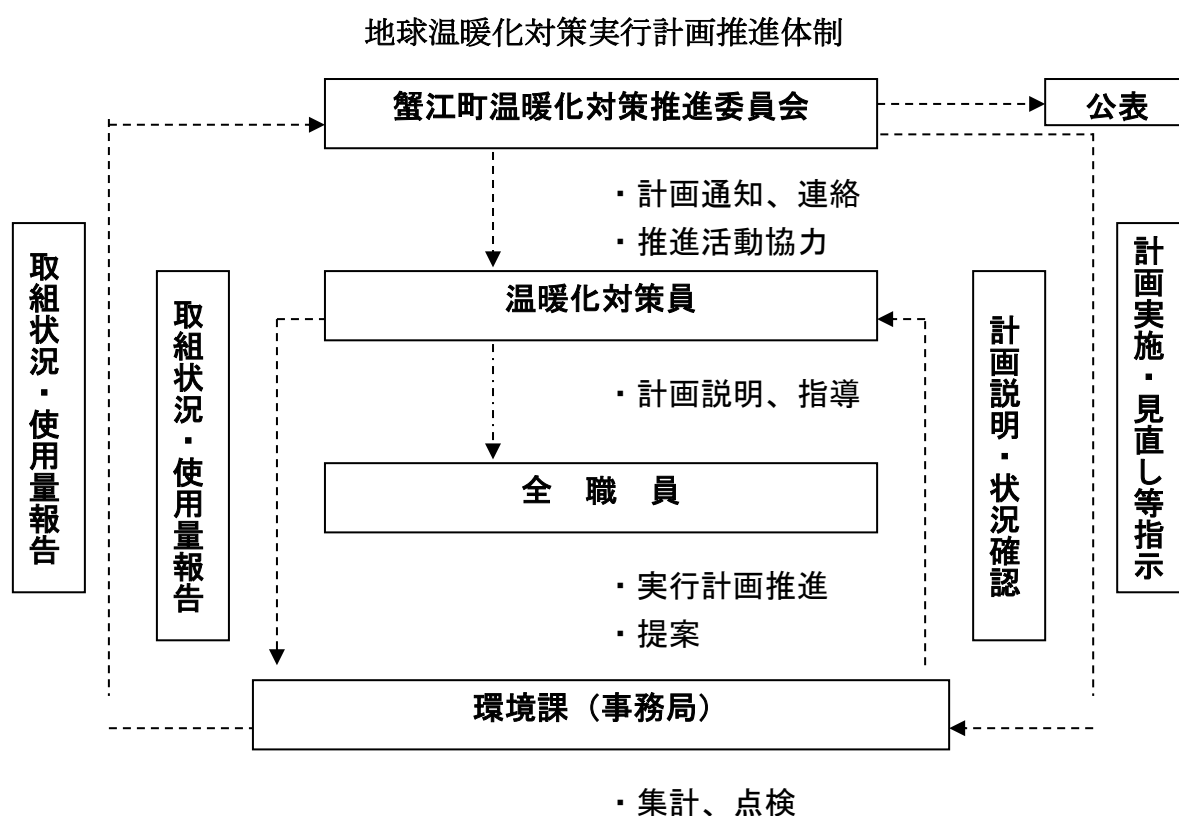
イ 温暖化対策員

計画の実行性を高めるため各所属（課室等）に温暖化対策員を設置します。温暖化

対策員は、課室内において計画に掲げる職員が共通して取り組む事項及びその他の実行可能な取り組み項目について周知徹底させるとともに、進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

ウ 事務局

事務局を民生部環境課に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。



(2) 職員に対する啓発等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、職員に対して環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助を行います。

(3) 実施状況の点検・評価

ア 温室効果ガス排出状況の把握

事務局は、毎年度、事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガスについて調査を実施し、状況を把握します。

イ 実施状況の公表等

- (ア) 事務局は、実施状況の結果を取りまとめ、蟹江町温暖化対策推進委員会に報告するものとします。
- (イ) 温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況などについて、毎年、ホームページなどにおいて公表します。

ウ 計画の見直し

地球温暖化を取り巻く社会情勢や実行計画の運用管理の状況、点検・評価結果などを考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

資料編

活動量調査票

課室等の名称: 蟹江町
施設等の名称:

共通項目

記入担当者:

調査項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	入力値	
燃料使用量	ガソリン	L	2172.49	2456.40	2771.53	3189.20	3235.45	2811.99	2772.11	2467.14	2593.95	2323.31	2097.17	2237.41	31,128.15	月別値	
	灯油	L	1656.00	1122.00	1746.00	1158.00	1548.00	1548.00	1138.00	1194.00	3295.80	1844.00	1843.00	2907.00	20,999.80	月別値	
	軽油	L	1693.53	1941.11	1927.17	2443.36	3231.03	2337.21	2217.79	1901.92	1984.34	1732.15	1620.03	2034.37	25,064.01	月別値	
	A重油	L	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	月別値	
	液化石油ガス(LPG)	m³	73.20	86.80	119.20	232.90	87.30	100.40	87.30	94.20	117.80	97.10	144.40	136.70	1,377.30	月別値	
電気使用量	電気使用量	kWh	354,774	341,302	379,808	469,114	513,888	485,297	445,813	350,168	361,609	417,373	466,103	436,071	5,021,320	月別値	
	水道使用量	m³	7310.40	3555.90	11143.20	3885.80	14005.00	4319.70	7852.40	3848.70	9224.50	3656.40	7318.50	3670.90	79,791.40	月別値	
	紙類使用量	枚	391225	401158	396153	448219	339760	239542	265030	383753	347189	310381	265320	288405	4,076,135	月別値	
	自動車の走行量	普通・小型乗用車	台数: 11 km	2127	2857	3031	2282	3354	2775	3508	3318	2547	2042	2210	2666	32,717	月別値
		軽自動車	台数: 10 km	2744	2711	3193	2902	3030	2761	2791	2508	2556	1897	2836	2698	32,627	月別値
貨物自動車		台数: 1 km	128	92	83	119	129	110	108	109	111	116	102	124	1,331	月別値	
小型貨物車		台数: 7 km	1310	1133	1244	1854	1174	1322	2096	1298	1346	1199	719	1089	15,784	月別値	
軽貨物車		台数: 10 km	2838	4295	3845	3518	5052	3827	3846	5779	4806	4430	3198	3424	48,858	月別値	
特殊用途車	特殊用途車	台数: 7 km	3385	3511	4015	4889	4538	3584	3953	3686	4300	4174	3288	3679	47,002	月別値	
	軽自動車	台数: 3 km	688	846	750	708	861	644	656	604	771	596	602	584	8,310	月別値	
	普通・小型乗用車	台数: 3 km	6540	6415	7198	7097	7028	6513	6958	7067	6613	6257	6262	6802	80,750	月別値	
	普通貨物車	台数: 2 km	968	1427	1470	868	0	1240	1501	1285	1037	1095	1287	909	13,087	月別値	
	小型貨物車	台数: 0 km	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	月別値	
特殊用途車	台数: 6 km	243	410	379	346	453	434	567	522	454	2460	345	464	7,077	月別値		

活動量調査票

課室等の名称: 消防本部
施設等の名称:
記入担当者:

共通項目

調査項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	入力値	
燃料使用量	ガソリン	L	993.96	1,026.74	1,199.12	1,491.92	1,431.81	1,163.01	1,130.02	1,102.05	1,177.01	1,178.27	879.23	1,061.31	13,834.45	月別値	
	灯油	L	216.00	162.00	306.00	198.00	108.00	108.00	198.00	234.00	720.00	684.00	522.00	558.00	4,014.00	月別値	
	軽油	L	285.50	326.01	166.90	237.83	1,209.91	360.60	359.37	479.78	497.24	402.95	335.00	470.41	5,131.50	月別値	
	A重油	L													0.00	月別値	
	液化石油ガス(LPG)	m³	18.30	14.60	12.70	10.50	7.60	7.70	7.90	10.60	9.40	15.60	13.20	15.50	143.60	月別値	
	電気使用量	kWh	6,242.00	4,479.00	4,709.00	5,827.00	8,703.00	9,966.00	8,028.00	4,540.00	6,038.00	8,603.00	8,583.00	7,518.00	83,236.00	月別値	
	水道使用量	m³		239.00		253.00		264.00		263.00		237.00		250.00	1,506.00	月別値	
	紙類使用量	枚		22,500		16,500	18,000		20,000		25,000		16,000	25,500	143,500	月別値	
自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車 台数:	km												0	月別値	
		軽自動車 台数:	km													0	月別値
		貨物自動車 台数:	km													0	月別値
		小型貨物車 台数:	km													0	月別値
		軽貨物車 台数:	2 km	692	682	827	605	739	635	756	2,217	1,340	1,354	664	732	11,243	月別値
	電気	特殊用途車 台数:	7 km	3,385	3,511	4,015	4,889	4,538	3,584	3,953	3,686	4,300	4,174	3,288	3,679	47,002	月別値
		軽自動車 台数:	km													0	月別値
		普通・小型乗用車 台数:	1 km	203	193	447	450	522	219	322	813	422	384	382	339	4,696	月別値
		普通貨物車 台数:	km													0	月別値
		小型貨物車 台数:	km													0	月別値
特殊用途車 台数:	6 km	243	410	379	346	453	434	567	522	454	2,460	345	464	7,077	月別値		

